## 平成23年度採択プログラム 中間評価調書 博士課程教育リーディングプログラム プログラムの概要 [公表]

	機関名	名古屋大学		整理番号	F05						
1.	全体責任者	※共同実施のプログラムの場合は、全ての構成大学の学長について記入し、取りまとめを行っている大学(連合大学院によるものの場合は基幹大学)の学長名に下線を引いてください。									
		(ふりがな)	はまぐち みちなり								
	(学長)	氏名·職名	濵口 道成 (:	名古屋大学総長)							
2.	プログラム責任者	(ふりがな)	じんぼ ふみお								
		氏名·職名	神保 文夫 (名古)	屋大学大学院法学科	研究科長)						
	プログラム	(ふりがな)	まつうら よしはる								
-	ーディネーター *****	氏名·職名		名古屋大学大学院沒	去学研究科総合法政専攻特任教授)						
4.	類型	F <オンリーワ	ン型> 	好治 (名古屋大学大学院法学研究科総合法政専攻特任教授)  度移植専門家の養成プログラム s-Border Legal Institution Design  度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」 parative Law) "The Program for Cross-Border Legal Institution Design"							
	プログラム名称	法制度設計・国	際的制度移植専門	家の養成プログラム							
5.	英語名称	The Program for Cross-Border Legal Institution Design									
	副題										
6.	授与する博士学 位分野・名称	博士(比較法)「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」 Doctor of Laws(Comparative Law)″The Program for Cross-Border Legal Institution Design″									
7.		(1)	) (②	) (3	) ※ 複合領域型は太枠に主要な分科を記入						
	主要分科	<del></del>									
		(① 公法学	) (② 民事法学	色 ) (③ 新領垣	法学 )※ オンリーワン型は太枠に主要な細目を記入						
8.	主要細目										
	専攻等名										
	たる専攻等がある場 下線を引いてくださ )										
10.	共同教育課程	を設置している場合	今の共同実施機関	名							
11.	1. 連合大学院として参画している場合の共同実施機関名										
12.	2. 連携先機関名(他の大学等と連携した取組の場合の機関名、研究科専攻等名)										
		/ 1416 88 75 75	+ P + * * * 1 + \ 1	ロ >							

									[公表		
14. プログラム担当者	番の構成	計	22 名								
外国人の人数	2	Ļ.	[ 9.1%	6]	女性の人数		2 人	[	9.1% ]		
プログラム実施大学に属する者	音の割合 [ <b>1</b>	0.00	%]								
プログラム実施大学に属する者			22 人 プログラム実施大学以外に			属する者 0 人					
そのうち、他大学等を		ある者	17	7 人	そのうち	、大学等以ダ	トに属する者 0 人				
15. プログラム担当者 ※他の大学等と連携した取組(共同実施を含む)の場合:基幹大学に所属するプログラム担当者の割合 [ %]											
氏名	フリガナ	年齢	所属(研究	?科•専:	攻等)•職名	現在の専門 学位	(平成2	役割分担 5年度におり			
(プログラム責任者) 神保 文夫	シ゛ンホ゛ フミオ		大学院法学研究科	長		日本法制史/ 法学修士	総括 (平成2	6年4月1日福	研究科長交替)		
(プログラムコーディネーター) 松浦 好治	マツウラ ヨシハル		大学院法学研究科・総合法政専攻・特任教授			法情報学·法 思想史/法学 修士	プログラムの統括、カリキュラム開発、 教員の国際的リクルート				
鮎京 正訓	アイキョウ マサノリ		大学院法学研究科	•総合法政	専攻・教授	ベトナム法・アジ ア法/博士 (法 学)	国際協力による 開発実施	5比較法研9			
小野 耕二	オノ コウシ゛		大学院法学研究科	・総合法政	専攻・教授	政治学/法学 博士	法改革・社会は けるための比較				
定形 衛	サタ゛カタ マモル		法政国際教育協力	研究センタ・	ー・教授	国際政治史/ 法学修士	総括及び国際協 グラムの開発到 究科長交替)		国際政治学プロ 成26年4月1日研		
市橋 克哉	イチハシ カツヤ		大学院法学研究科	• 総合法政	<b>専攻・教</b> 授	行政法/法学 修士	比較法研究と活統合、海外日本 括				
鈴木 將文	<b>スズ゛キ マサブ゛ミ</b>		大学院法学研究科	・実務法曹	養成専攻・教授	知的財産法/法学 修士(LL. M.)	知的財産法分野僚などの教育を 援なども担当	参加、イング	ターンシップ支		
小畑 郁	オハ゛タ カオル		大学院法学研究科	・実務法曹	養成専攻・教授	国際法学/法 学修士	国際化の中で国野に入れた制度 境の開発				
中東 正文	ナカヒカ゛シ マサフミ		大学院法学研究科	・実務法曹	養成専攻・教授	商法/博士 (法学)	企業法制を中心 構築の過程(1 学)	と業法制に関	関する立法理		
三浦 聡	ミウラ サトシ		大学院法学研究科	•総合法政	<b>専攻・教</b> 授	国際政治学/修士(学術)	グローバルな ネットワークの 研究指導(平成	D設計と構築 対25年4月1日	築に関する教育 日交替)		
宇田川 幸則	ウタ゛カ゛ワ ユキノリ		大学院法学研究科・総合法政専攻・教授			現代中国法/ 修士(法学)	日中比較法を中心として、欧米との比較、漢字文化圏諸国比較、インターンシップおよび中国語習得環境の企画立案				
横溝 大	ヨコミソ゛ タ゛イ		大学院法学研究科	・総合法政	<b>専攻・教</b> 授		欧米、とくにE ログラムの企画 る教育、研究打	画、国際民事			
田村 哲樹	タムラ テツキ		大学院法学研究科	・総合法政	<b>専攻・教授</b>	政治学・政治理論 /博士(法学)	比較民主主義記 生チーム研究へ 領域におけると	へのアドバ~	イス、政治学σ		
水島 朋則	ミス゛シマ トモノリ		大学院法学研究科	・総合法政	専攻・教授	国際法/博士(法学)	国際機関等への発、国際法秩序 関する教育研究	家の中におり			
姜 東局	カン ト゛ンク゛ック		大学院法学研究科	・総合法政	<b>専攻・教</b> 授	アジア政治思想史 /博士 (法学)	多言語による 5 発、アジアに 8 外インターン 5	さける政治局	思想の比較、海		
稲葉 一将	イナハ゛ カス゛マサ		大学院法学研究科	・総合法政	<b>専攻・教授</b>	行政法学/博 士(法学)	比較行政法の領チーム研究指導	算方法の開発	発		
大河内 美紀	オオコウチ ミノリ		大学院法学研究科	•総合法政	<b>専攻・教</b> 授	憲法/博士 (法学)	比較憲法に関す ワーク構築、教 (平成26年4	攻育研究指導	<b></b>		
林 秀弥	ハヤシ シュウヤ		大学院法学研究科	・総合法政	<b>専攻・教</b> 授	経済法/修士 (法学)	チーム研究シス 済法体制の教育 者等との連携				
Frank Bennett	フランク へ゛ネット		大学院法学研究科	・総合法政	専攻・准教授	比較財産法・ 法情報学/ J. D.	研究情報に関す 開発、academi 発運営、比較だ ターとの連携打	c writing 法研究の指導	プログラムの開 算、国外メン		
中野 妙子	ナカノ タエコ		大学院法学研究科	・総合法政	専攻・准教授	社会保障法/ 学士(法学)	北欧諸国の専門 用、比較社会(				
吉政 知広	ヨシマサ トモヒロ		大学院法学研究科	・総合法政	専攻・准教授	民法(契約 法)/修士 (法学)	民事法領域の特別では、 イス、民事法の ニュアルの開発	)国際比較!	こ関する手順マ		
松中 学	マツナカ マナフ゛		大学院法学研究科	・総合法政		会社法/修士 (法学)	比較会社法制に ネットワーク権 25年4月1日追加	構築、教育研			

## リーダーを養成するプログラムの概要、特色、優位性

(広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダー養成の観点から、本プログラムの概要、特色、優位性を記入してください。)

- 1. 基本コンセプト(法制度設計・国際的制度移植専門家の養成): 日本の法学・政治学系の人材は、問題分析・整理、組織統括、社会運営能力、紛争処理能力の面で高い評価を受けてきた。本プログラムは、この種の実践能力を日本/外国という仕切りにとわれることなく世界を自由に往来して発揮できるリーダーを制度の国際移転の現場(法整備支援プロジェクトなど)を活用して育成しようとするものである。
- 2. プログラム概要:本プログラムは、アジアを強く意識し、育成されるリーダー群には、日本の独自性を理解した上で、(1)社会運営の基礎となる魅力ある制度を構想・設計し、(2)異文化に配慮しながら国境を越えて制度移植に従事する国際チームを組織・統括できる日本人リーダー群を、(3)将来のパートナーとなる留学生の育成を兼ねたプログラムによって、(4)比較法・比較政治を共同研究する環境の中で養成しようとするものである。語学力は、英語プラス1(アジア言語)の習得を求める。
- 3. プログラムの特色:明治日本への西欧諸制度の移植のように、優れた法制度は国境を越えて移植されてきた。制度の設計移植には、法以外の多様な情報と経験の統合が不可欠である。なぜなら、社会、人間、文化、歴史、政治経済など多様な社会情報を統合し、関係者を上手に組織して初めて、法制度を有効に機能させ、定着させることができるからである。そこで、本プログラムは、次のような能力を持った人材の育成を目指す。
- (1) 社会問題の分析・特定作業に基づく法制度改革・新規設計能力と改革実施の実務能力

法整備支援には、政府機関、教育機関、支援機関、企業などが関与し、社会問題の特定と分析、有効な処方箋の提示が常に求められる。本プログラムは、法整備支援の現場をフィールドとして、learning by doing 方式で学生のリサーチ能力、問題解決構想能力、組織力を訓練する。

(2) 学生チームによる比較法、比較政治、比較社会研究を通した能力開発

比較の作業には、作業自身に**自国の法・政治をより深く理解させ、他国の法・政治をよりよく把握**させる機能がある。本プログラムでは、国籍の違う学生が相互に自国とその法・政治を相手に説明し、比較を通して自他をよりよく理解する共同研究を重視する。それによって、互いに重要な研究課題を発見させ、共同作業を通じて生涯にわたる相互信頼と国際的な人脈・協力関係を構築させる。

(3) IT 化された法令起草・管理システムを念頭においた法制度設計能力

法を英語で起草する能力は、特殊であるが、制度設計に不可欠な技能である。そこで、EU、オーストラリア、韓国などの e-legislation システムの専門家と協力して、IT 化された起案システムを利用して起案訓練を行い、関連情報の研究・統合能力の開発を行う。

(4) 多分野の専門家を組織して、協働できる能力

法の移植には、法以外の多分野の専門家を組織し、協働する能力が不可欠である。そのために、大型研究の構想提示・運営能力に相応する能力開発を行い、マネジメント能力を開発する。

(5) 国際的な研究指導体制と海外インターンシップによる現実感覚と実務能力

比較法・比較政治研究の支援と国際的な現実感覚・実務能力の強化のため、研究指導は、内外の専門家(**名古屋大学 Alumni を含む**企業人、政府機関職員、研究者等)がチームを組んで行う。原則として参加する海外インターンシップを実施し、内外の専門家が現地で指導に当たる。

(6) 本格的な多言語リサーチ能力の開発

国立国会図書館アジア言語 OPAC などを活用して、学生が多言語でリサーチできる能力を開発する。

- 4. プログラムの優位性 (優れた人材育成の蓄積と多言語対応 IT 支援環境の整備状況):
- (1) 160 名の留学生に対する英語教育、アジアフか所での日本語による日本法教育・研究の活用 法学研究科は、1990 年代以降、アジアを中心に多数の留学生を政府機関、教育機関から受け入れ教 育する一方、日本法の外国人専門家を育成するため、海外の大学学部レベルから教育を展開している。
- (2) 法政国際教育協力研究センター(2002-)による法整備支援、人材育成支援の実績 東南アジア、中央アジアなどの支援対象国(政府、教育機関)、フウェーデン、ドイツ、II

東南アジア、中央アジアなどの支援対象国(政府、教育機関)、スウェーデン、ドイツ、UN、法務総合研究所、JICA、日弁連などとの間で法整備支援を協働し、長期的な信頼関係を構築済みである。

(3) 高度の IT 環境: 法務省日本法令外国語訳プロジェクト、漢字文化圏法令データ共有プロジェクト 法務省のデータベースを設計、運用するとともに、日中韓の政府機関、大学と漢字文化圏法情報共有を進めている。EU 翻訳総局との間でも EU 法情報、アジア法情報の共有作業を進めている。

## 学位プログラムの概念図

(優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーとして養成する観点から、コースワークや研究室ローテーションなどから研究指導、学位授与に至るプロセスや、産学官等の連携による実践性、国際性ある研究訓練やキャリアパス支援、国内外の優秀な学生を獲得し切磋琢磨させる仕組み、質保証システムなどについて、学位プログラムの全体像と特徴が分かるようにイメージ図を書いてください。なお、共同実施機関及び連携先機関があるものについては、それらも含めて記入してください。)

次の概要図は、学生がSurvey Paper を経て博士論文をまとめるに至る流れと、法整備支援の実践的現場から問題意識や情報を得ながら共同研究を進め、そのプロセスの中でインターンシップなどを通してリーダーとしての資質(前頁にリストアップしたリーダーシップの要素となる能力群)を高めるための仕組みを説明している。

本プログラムは、5年一貫の博士課程である。学生は、2年修了時に、研究の基本技能である Survey Paper を提出して、英語による中間審査を受ける。研究の訓練は、個人の研究と共同研究の組み合わせで行う。法整備支援の現場の経験、最新の課題の情報は、国内外から短期集中で招聘する優れた visiting professors や夏季インターンシップを通じて提供する。複数のメンバーからなる国際メンターチームは、直接・間接(テレビ会議など)に学生の個別指導に当たる。名古屋大学同窓会の Alumni メンターは、第一線で活躍する先輩として、後輩である学生にリーダーの仕事の現場に触れる機会を提供し、夏季インターンシップは、法制度移植の現場体験とリーダーシップ発揮の訓練を兼ねている。

